

地方税共通納税システムの標準化に向けて

個人住民税等の納期変更について

町民意見の募集【資料】

納期変更の内容と効果

【内容】 令和7年度を目標に、総務省が示す税務システムの標準化がすすめられており、これに併せて住民税、固定資産税及び都市計画税の納期を**令和7年度課税から**地方税法に定められている4期に変更します。

(地方税法第320条、同法第362条第1項、及び第702条の7第1項)

【効果】 システム改修の都度、発生していた7期仕様にするためのカスタマイズが不要になり、標準化に併せた随期課税にも対応できるようになります。口座振替手数料や、窓口取扱手数料等の費用の削減が見込めます。また、現在は納税者負担となっているクレジットカード決済手数料の減額ができ、支払回数を減らしたいとの町民要望にも対応することができます。

近隣市町村の状況

(参考) ※令和5年度

町名	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
美瑛町			住 固	住 固	住 固	住 固	住 固	住 固	住 固	
東川町			住 固	固	住	固	住	固	住	
当麻町			住 固		住 固		住 固			住 固
東神楽町			住 固		住 固		住 固		住 固	
比布町			住 固		住 固		住 固		住 固	
愛別町			住 固		住 固		住 固		住 固	
上川町	固		住 固	住	住 固	住	住 固	住	住	

※ 地方税法では住民税は6月、8月、10月、1月。固定資産税では、4月、7月、12月、2月と定めております。しかし、同法で「特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。」とあることから、各自治体の状況にあわせて納期月は様々です。

※ 個人住民税が、給与や年金から特別徴収されている方への影響ありません。

納期変更のイメージ ①

現 行	税 目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
	住民税	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	70,000
	固定資産税	14,500	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	62,500
	計	24,500	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	132,500

計42,500円



変 更 後	税 目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
	住民税	19,000		17,000		17,000		17,000	70,000
	固定資産税	17,500		15,000		15,000		15,000	62,500
	計	36,500		32,000		32,000		32,000	132,500

計36,500円

納期変更のイメージ ②

現 行	税 目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
	住民税	5,000	0	0	0	0	0	0	5,000
	固定資産税	14,500	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	62,500
	計	19,500	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	67,500

計27,500円



変 更 後	税 目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
	住民税	5,000		0		0		0	5,000
	固定資産税	17,500		15,000		15,000		15,000	62,500
	計	22,500		15,000		15,000		15,000	67,500

計22,500円

納期別人数と納入状況

【住民税】

令和4年度実績	税目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	調定額	44,856千円	37,760千円	37,980千円	38,386千円	38,274千円	38,646千円	39,549千円
	調定件数	1,982件	1,577件	1,589件	1,625件	1,578件	1,592件	1,600件
	納付額	53,289千円	39,796千円	36,402千円	35,076千円	34,771千円	35,139千円	33,915千円
	納付件数	2,756件	1,705件	1,394件	1,357件	1,327件	1,324件	1,237件
	納付割合	24.8%	15.3%	12.6%	12.2%	12.0%	11.9%	11.2%

7・8月払計 40.1%

納期別人数と納入状況

【固定資産税】

税目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
調定額	86,873千円	70,897千円	70,884千円	70,880千円	70,880千円	70,860千円	70,851千円
調定件数	4,597件	4,360件	4,360件	4,359件	4,359件	4,359件	4,358件
納付額	102,213千円	102,260千円	54,927千円	63,506千円	59,012千円	63,478千円	52,711千円
納付件数	8,408件	5,257件	3,435件	3,380件	3,124件	3,488件	3,018件
納付割合	27.9%	17.5%	11.4%	11.2%	10.4%	11.6%	10.0%

令和4年度実績

7・8月払計 45.4%

懸念される事柄

- 納期限変更の周知不足による、支払い忘れ（滞納）の増加
- 令和6年度納税通知書の発賦時から周知を開始し、丁寧な説明に努めます。

- 1期あたりの支払額が多くなるため、支払いに対する負担感が増す。
- 支払い困難な場合は、分割納付などの納税相談に応じて参ります。

- 1期あたりの支払額が多くなるため、滞納した場合の延滞金が増加する。
- 公式LINEなどを活用し納期限の周知を図り、支払い忘れ防止に努めます。
また、早期からの納税相談により、延滞金が発生する前の納付を目指します。

納期変更までのスケジュール（案）

	令和5年度				令和6年度			令和7年度		
	9月	10月	12月	3月	6月	7月	9月	4月	7月	8月～
議会/条例	全員協議会		パブコメ結果報告	R6予算提案 (システム改修)	条例改正提案			条例施行		
広報等		パブコメ実施	パブコメ結果報告		広報周知	R6納通に周知文※		広報周知	広報周知	
事務処理				R6確定申告	R6課税処理	R6納通発賦	印刷物様式確認		R7納通発賦	納税相談
							システム改修・試験	完了		

※ 固定資産税の納税義務者には、町外在住者が多く、広報誌をご覧になれない方が含まれます。
 このような方にも納期変更について直接お知らせするため、令和6年度の納税通知書（納通）に文書同封を予定しています。

美瑛町税務課では、この個人住民税等の納期の変更について、「町民コメントの募集」を実施しています。

ご意見は郵送、ファックス、電子メール、又はご意見箱への投函によりお寄せください。

意見募集期間：令和5年10月2日（月）～令和5年10月31日（火）

意見提出ができる方：（1）町内に住所を有する方

（2）町内に在する事務所または事業所に勤務する方、在学する方

（3）町内に土地や建物などの資産を所有する方

※ 電話によるご意見の受け付けや、ご意見に対しての個別回答はいたしかねますのでご了承ください。